委 託 契 約 書 　例

 ●●●●【*委託元である取組主体名称*】（以下「甲」という。）と●●●●【*委託先の検定組合等名称*】（以下「乙」という。）は、酪農緊急パワーアップ事業（乳用牛繁殖効率化推進事業）実施要領（令和５年６月２６日付け５家改事（分）第３２３号）第４の２に基づき、酪農緊急パワーアップ事業（乳用牛繫殖効率化推進事業）の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託する事業）

第１条　甲は、次の業務を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

　(1) 事業名

　　　酪農緊急パワーアップ事業（乳用牛繁殖効率化推進事業）

　(2) 事業の内容及び経費

　　　別添 委託事業計画書のとおり

　(3) 履行期間

　　　令和５年●月●日～令和６年３月●●日

（事業の遂行）

第２条　乙は、委託事業計画書に記載された計画に従って事業を実施しなければならない。当

該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の限度額）

第３条　甲は、第１条に定める事業を実施するのに要する経費（以下「委託費」という。）と

して、 金　●，●●●，●●●円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度として支払

うものとする。

２　乙は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の支払）

第４条　委託費の支払は、事業が終了し、その額が確定した後に行うものとする。

２　甲は、乙の請求により、必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、概算払することができるものとする。

３　乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書を甲に提出するものとする。

（再委託の制限）

第５条　乙は、この事業の実施に当たって再委託をしてはならないものとする。

（実績報告）

第６条　乙は、事業が終了したとき（事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、事業の

成果を記載した委託事業実績報告書を甲に提出するものとする。

（委託費の額の確定）

第７条　甲は、前条の規定により、乙から委託事業実績報告の提出を受けたときは、内容を審

査の上、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

２　前項の委託費の確定額は、事業に要した経費の実支出額と第３条第１項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

（過払金の返還）

第８条　 乙は、概算払を受けた額が、前条第１項の委託費の確定額を超えるときは、その超え

る金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

（事業の中止等）

第９条　乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、事業の遂行が困難となったときは、委託事業中止（廃止）申請書を甲に提出し、甲乙協議の上契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

 ２　前項の規定により契約を解除するときは、第４条、第７条及び第８条の規定に準じ精

算するものとする。

（計画変更の承認）

第10条　乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された業務の

内容または限度額を超える委託費の支出もしくは限度額の３０％を超える委託費の減

額をしようとするときは、委託事業計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受

けなければならない。

２　甲は、前項の承認をするときは、条件を付することができる。

（契約の解除等）

第11条　甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び概算

払した金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができるものとする。

（事業の調査）

第12条　甲は、必要があると認めたときは、事業の実施状況、委託費の使途その他必要

な事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

（帳簿等）

第13条　乙は、事業にかかる経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その

出納を明らかにしておかなければならない。

２　乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、事業終了の年度の翌年

度から５年間保管しなければならない。

（個人情報の保護）

第14条　乙は、この契約の履行に関して取り扱う情報のうち、生存する個人に関する情

報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を

識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定

の個人を識別することができることとなるものを含む。以下「個人情報」という。)

の取扱いに際しては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律５７号）その他

個人情報の保護に関する関係法令を遵守するとともに、個人情報の保護に関する法律

についてのガイドライン（個人情報保護委員会告示）に従うものとする。

２　乙は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の安全管理を図る

ために必要かつ適切な処置を講ずるものとする。

（暴力団排除条項）

第15条　甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要さずに、本契約を解除することができる。

（1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下｢反社会的勢力｣という）に属すると認められるとき

（2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

（3）反社会的勢力を利用していると認められるとき

（4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

（5）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（6）自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき

２　甲は、前項の規定により、契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することを要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとし、賠償額は甲及び乙が協議して定める。

（疑義の解決）

第16条　前各条の他、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、誠意を

もって解決するものとする。

　上記契約の証として、本契約書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有するも

のとする。

　　　　　　令和５年　●月　●日

　　　　　　　　　　　　　　委託者（甲）　●●●●【*委託元である取組主体住所*】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●●●●【*委託元である取組主体名称*】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●●●　　　●　●　●　●

　　　　　　　　　　　　　　受託者（乙） ●●●●【*委託先である検定組合住所*】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●●●●【*委託先である検定組合名称*】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●●●　　　●　●　●　●

**委 託 事 業 計 画 書**

１．事業内容等

　（１）趣旨

　　　酪農緊急パワーアップ事業（乳用牛繁殖効率化推進事業）実施要領（令和５年６月２６日付け５家改事（分）第３２３号）に基づき、事業を実施する。

 （２）事業の内容

　　　　乙の管轄地区における牛群検定に参加する酪農経営体が提出する以下の本事業に関する書類のとりまとめ*、*支援金の交付及びこれらの事務に関する助言、指導及び連絡調整等を行うこと。経費の範囲は、印刷費、通信運搬費、とりまとめ賃金、事務諸費及び消耗品費とする。

・酪農緊急パワーアップ事業（乳用牛繁殖効率化推進事業）参加申込書のとりまとめ

・酪農経営体への支援金の交付

・その他甲の指示により提出する書類のとりまとめ

　（３）実施期間　　令和５年●月●日　～　令和６年３月●●日

　（４）各事業の履行期限　　甲が別途指示

　（５）報　　告　　令和６年４月５日までに事業実績を添えて報告する。

２．収支予算

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 区　　分 | 備　考 |
| 収入の部 | 委託費　　　　　　　　　　　　　　　円 |  |
| 支出の部 | 印刷費 　　　　　　　 円通信運搬費 　　　　　 円とりまとめ賃金 　　　　　 円事務諸費 　　　　　 円消耗品費 　　　　　 円 |  |

　　【※　支援金の交付を委託した場合の事業実績報告時には、各酪農経営体への支払が確認できる証憑を添付すること。】